

平成28年第5回臨時会

# 孺恋村議会会議録

平成28年7月13日 開会

平成28年7月13日 閉会

孺恋村議会

## 平成28年第5回嬭恋村議会臨時会会議録目次

### 第 1 号 (7月13日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○事務局職員出席者	2
○開会及び開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○閉議及び閉会の宣告	9
○署名議員	11

平成28年第5回臨時村議会

(第1号)

## 平成28年第5回嬭恋村議会臨時会会議録

### 議事日程(第1号)

平成28年7月13日(水)午前11時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議案第48号 嬭恋村開発事業等の適正化に関する条例の一部改正について  
日程第 4 議案第49号 嬭恋村上水道給水条例の一部改正について  
日程第 5 議案第50号 嬭恋村簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(12名)

1番	佐藤 鈴江 君	2番	土屋 幸雄 君
3番	唐澤 弘 君	4番	松本 幸 君
5番	滝沢 俣明 君	6番	黒岩 忠雄 君
7番	熊川 一 君	8番	伊藤 洋子 君
9番	大久保 守 君	10番	羽生田 宗俊 君
11番	黒岩 鹿二郎 君	12番	大野 克美 君

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊川 栄 君	副 村 長	滝沢 英幸 君
教 育 長	黒岩 優行 君	総務課長	松本 源 君
総合政策課長	下谷 彰一 君	税務課長	黒岩 崇明 君
住民福祉課長	松本 芳男 君	建設課長	宮崎 芳弥 君

農林振興課長	小嶋正君	観光商工課長	加藤康治君
上下水道課長	熊川武彦君	教育委員会 教務局長	宮崎孝君
会計管理者	山崎優子君		

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長	黒岩富二	書記	宮崎清
--------	------	----	-----

開会 午前 11時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（熊川 一君） ただいまの出席議員は12名でございます。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますから、平成28年第5回婦恋村議会臨時会が成立いたしました。

よって、ただいまから開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（熊川 一君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（熊川 一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、本会の会議録署名議員に、黒岩鹿二郎君、大野克美君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（熊川 一君） 日程第2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間に決定いたしました。

---

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊川 一君） 日程第3、議案第48号 嬭恋村開発事業等の適正化に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第48号の提案理由を説明させていただきます。

太陽光発電設備の設置を目的とした開発事業等の適切な設置誘導が図られますよう規制するため、条例の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。

なお、条例は嬭恋村開発事業等の適正化に関する条例の一部を改正する条例の改正を提案するものでございますので、慎重審議をご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 本案については、既に全員協議会において詳細説明が行われましたので、これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） まず、当局がこのように臨時会を開いて、この条例改正について行うということには、もっと早くてもいいけれども、一応誠意ある対応をしていただいたということでは感謝したいなという気持ちでいます。

それで、この開発事業の適正化に関する条例の一部改正は、発端がクレソントアウンのことが請願が採択されてなったわけですけれども、それが発端ということは、これをやっぱり何とかとめていただきたいという思いがあるわけですけれども、その辺がこれによって、やめさせることができるのかどうかを村長のほうから説明をしていただきたいと思います。

○議長（熊川 一君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

結論から言うと、これで過日6月議会で視察した、あの分の太陽光設置がやめさせられるのか否かというご質問でございました。

先ほどの全員協議会でもお話しさせていただきましたとおり、隣地開発の申請書は吾妻森林管理署のほうに正式に提出されました。よって、県の環境森林事務所のほうから私に対する意見書の提出があるものと思われます。意見書につきましては、全協でお話しさせていただきましたとおり、近隣地域における同意をいただきたいという趣旨の同意に対する回答並びに周辺が景観の非常に大切なところである、セカンドライフを楽しんでいただいている日本有数の中心地域でもあるということも勘案して、しかるべく意見書に対する回答をただしてもらいたいと思っています。

なお、そういう意見に基づけば、群馬県の森林審議会にかかることになると思われますので、そちらでも同趣旨の発言をさせていただく予定でございます。同一の意見というのは、たまたま私も群馬県の森林審議会の審議委員になっておりますので、そういう趣旨を話させてもらいたいと思っております。

なお、それ以降について、推移をしっかりと見ながら、また、きょう条例を認めていただければ、規則等もしっかりと整備をいたしまして、弁護士とも相談をしながら、それに対応するほうに、それに対処するべくしっかりと取り組んでまいりたいと、こう思っております。

やめられるのかということでございますけれども、ここで今、許認可権限もございませんので、やめさせられるのか否かについては、回答は私の立場からはできませんので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（熊川 一君） ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

佐藤鈴江さん。

○1番（佐藤鈴江君） このような条例改正の太陽光発電開発事業に対して、条例改正に取り組んでいただいたことに対しては感謝を申し上げたいと思っております。

また、承認から許可という形で、今後10キロワット以上のものについては役場のほうに申請をして、許可を得なければ開発事業はできないということでもありますので、今後、役場としてもきちんとこういった業者の把握ができるということに関しても、この条例改正については賛成の立場で討論をさせていただきたいと思っておりますが、今後もやはり太陽光発電に関しては、嬭恋村の自然景観を守る、また豊かな自然を守る点に関しても、しっかりとこういったことについて取り組んでいただきたいというふうに思います。

また、全員協議会の中でもさまざまな課題が提案をされましたけれども、当局のほうとしては今後しっかりと検討していくという回答でありましたので、その回答に基づいて早急な対応をお願いしたいというふうに思います。

今後しっかりと孺恋村の豊かな自然を守っていくために、村長の決意も聞きましたので、このクレソントاونに関しても、きちんと村としても法的なことも対応できるような形で検討していくことでもありますので、しっかりとお願いをして、また今後もしっかりと私たちがそれについて協力できることは、議会としてもきちんと議員として協力をしていきたいというふうに思いますので、今回の条例改正については賛成をということで討論をさせていただきます。

○議長（熊川 一君） ほかにご意見ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 私も賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

先ほど質問において、村長にクレソントاونについて中止できるかということでお話ししましたけれども、一応私としては附則の中に、きょう、この条例が施行されるようになると、その条例に、まだ着工していない工事についてはこの条例が適用できるということがうたわれているので、何とか中止できるかなという明るい希望を持っているのが1点と、それから、先ほど全員協議会の中で、村長のほうからかなり強い決意として、もしものことがあったら差しとめを求める覚悟、弁護士とも相談してやっていく覚悟をしているという力強い言葉がありましたので、ぜひ当面するクレソントاونについては中止にさせていただきたいという思いと、それから、今後において、やっぱり昨年やった景観条例においては、子々孫々にわたって孺恋村のこの豊かな自然と景観を守るというのがうたわれているので、景観条例に沿っていろいろな指導要綱やら規則を十分に、念入りに検討してほしいという要望を添えておきたいと思います。

以上です。

○議長（熊川 一君） ほかにご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊川 一君） 日程第4、議案第49号 嬭恋村上水道給水条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第49号の提案理由を説明させていただきます。

料金を取らない農業研修生、その他の研修生、あるいは技能実習生、あるいは従事者の宿舍の建設に対応するため、嬭恋村簡易水道事業給水条例の一部を改正するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大変失礼いたしました。

簡水ではなくて、上水のほうの改正でございましたので、ここは訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 本案については、既に全員協議会において詳細説明が行われておりますので、これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 確認の意味なんですけれども、附則の中に、この条例はということで、ことしの4月1日からということでは遡及して適用させるということと受けとめていいんでしょうか。

○議長（熊川 一君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） 伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

この条例につきましては不利益をこうむる方がおりませんので、4月1日にさかのぼって適用させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊川 一君） 日程第5、議案第50号 婦恋村簡易水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第50号の提案理由を説明させていただきます。

料金を取らない研修生、技能実習生、従事者の宿舎の建設に対応するため、婦恋村簡易水道事業給水条例の一部を改正するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 本案については、既に全員協議会で詳細説明が行われておりますので、これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ございませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本案について、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご意見ございませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（熊川 一君） 以上をもって、付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成28年第5回嬭恋村議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時15分



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年 月 日

議 長 熊 川 一

署 名 議 員 黒 岩 鹿 二 郎

署 名 議 員 大 野 克 美